

校 内 ル ー ル 8 箇 条

(不祥事防止のための確認事項)

倉敷市立玉島高等学校

- 1 携帯電話・スマートフォン等を利用して、教職員と生徒間で連絡を原則として取らないこと。また、携帯電話・スマートフォンを不必要に持ち歩かないこと。
- 2 生徒の個人情報に関する書類を机上に放置しないこと。また、個人情報を記録したUSBメモリー等を校外に持ち出さないこと。
- 3 生徒への個別面談や個別指導の際は、複数の教職員で対応すること。(情報を共有し、組織で対応すること。)
- 4 生徒からの集金は、現金の場合は必ず金庫で保管すること。(通帳も原則として金庫で保管すること。)
- 5 生徒への不必要な身体接触をしないこと。また、生徒を教職員の自家用車に乗せないこと。
- 6 職務上関係のある業者(教科書会社等)、団体から金品の贈与を絶対に受けないこと。
- 7 過度の飲酒を控え、節度ある行動を心掛け、飲酒運転・酒気帯び運転を絶対にしないこと。
- 8 交通事故、交通違反は速やかに管理職に報告すること。